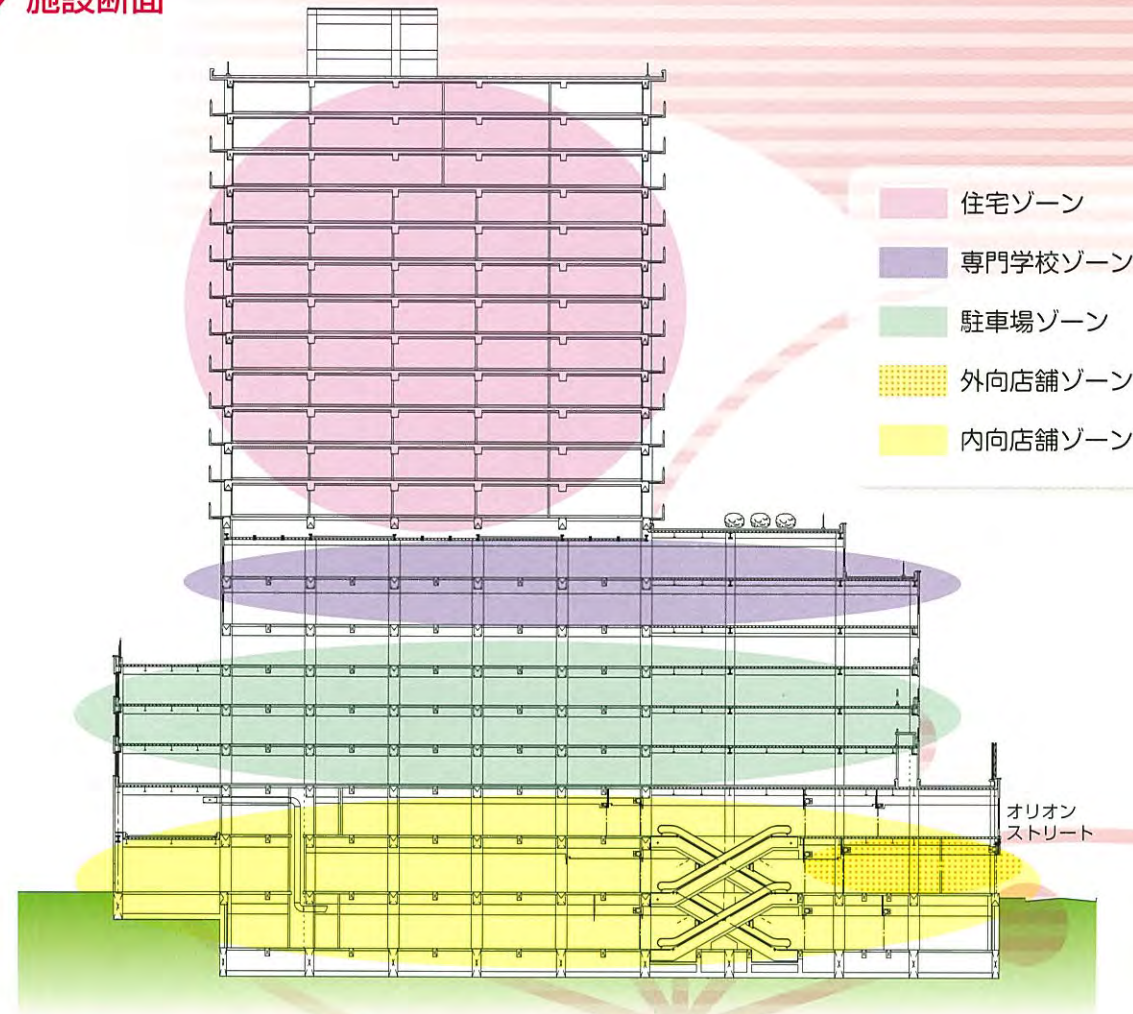


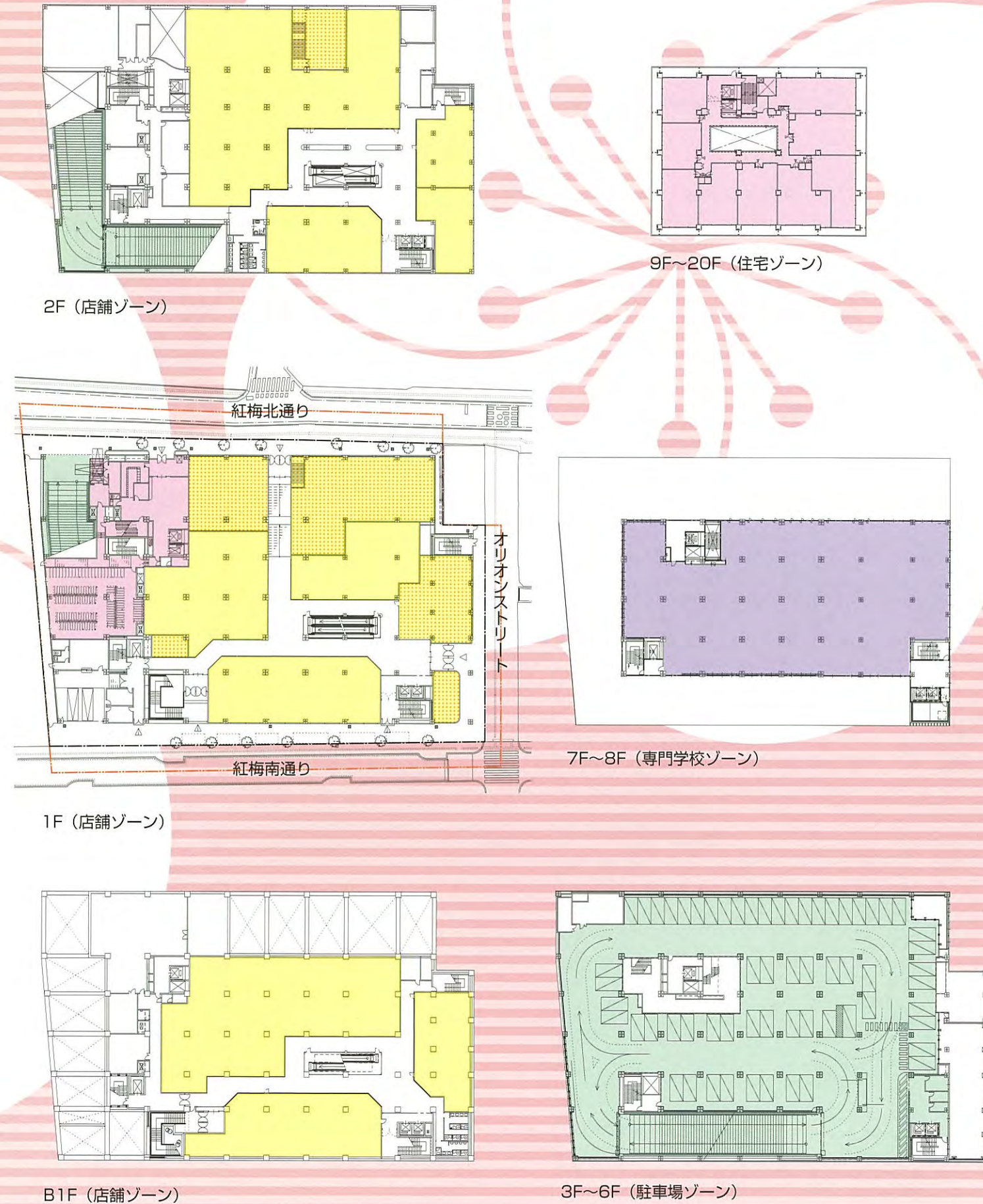
施設計画

事業の流れ

▼ 施設断面



▼ 施設平面



▼ 第1段階 (調査・計画～準備組合設立)

- ▼ 現況調査に基づき基本計画を立案し、同時に準備組合を設立します。
- ▼ ○平成14年12月 準備委員会設立
- ▼ ○平成16年 9月 準備組合設立
- ▼ ○平成17年10月 事業協力者決定
- ▼ ○平成17年12月 推進計画作成

▼ 第2段階 (～都市計画決定)

- ▼ 準備組合や地方公共団体は、基本計画を基に事業性を検討し、都市計画案を立案し、都市計画決定を行います。
- ▼ ○平成18年 3月 都市計画決定

▼ 第3段階 (～事業計画認可)

- ▼ 地権者の御意見を参考に施設計画や資金計画を検討し、事業計画を定めます。
- ▼ 発起人が、定款及び事業計画を定め、地権者の同意を経て県知事に対し事業計画の認可を申請する。
- ▼ ○平成19年 1月 事業計画認可 (準備組合解散・組合設立)

▼ 第4段階 (～権利変換計画認可)

- ▼ 権利変換計画決定
- ▼ 施行者は、建築の実施設設計や事業収支等の詳細検討を行い、各地権者の土地・建物に関する権利を新たな施設建築物に置換える、権利変換計画案を策定し、県知事に認可を申請します。
- ▼ ○平成19年12月 権利変換計画認可

▼ 第5段階 (～事業終了)

- ▼ 従前の土地・建物を明渡していただき、解体・除却・整地工事を行い、施設建築物工事に着手します。
- ▼ 工事完了後、新しい建物の引渡しを行い、価額の確定・精算を経て、組合の債権債務の整理を行い、組合を解散して事業が完了します。
- ▼ ○平成19年12月 解体除却整地工事着工
- ▼ ○平成20年 6月 施設建築物工事着工
- ▼ ○平成22年度 施設建築物工事完了公告 (予定)
- ▼ ○平成23年度 清算・組合解散 (予定)